

【質問】

病院に入院しようとしたところ、身元保証人等を立てるよう言われました。身元保証人等を立てることができないのですが、どのようにするといいいですか。

【回答】

身元保証人等を立てることが困難な場合は、医療機関にその旨を伝えて相談してみましょう。

厚生労働省の通知では、「入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する」とされています。身元保証人等を立てることが困難な場合は、医療機関にその旨を伝えて相談してみましょう。

なお、医師法第19条第1項では、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」とされています。

【参考通知】

「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成30年4月27日付け医政医発0427第2号）